日連 30 第 253 号 (業1 第 13 号) 平成 30 年 6 月 26 日

税制審議会

会長 金 子 宏 殿

日本税理士会連合会 会長 神 津 信 一

諮問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、相続税の機能と今後の税制のあり方について

## (諮問の趣旨)

わが国の相続税は、平成 27 年以後の相続から基礎控除額の引下げや最高税率の引上げなど課税強化が行われ、課税件数や課税割合が増加しました。相続税は、富の再分配を図ることを目的とした税であるとされており、同年以後の相続税は、こうした方向性がより強調されたものと考えられます。

一方、諸外国の税制をみると、富裕層の国外転出を防止するなどの理由から、相続税を廃止している国が少なくありません。また、相続税を有する国においても、米国のように基礎控除額を約6億円とするなど、大幅に軽課している例もあります。

近年では、人や資産の動きがグローバル化しつつありますが、諸外国の税制とわが 国の相続税制との関係をどのように考えるかという問題があります。また、わが国の 相続税収は約2兆円となっており、国税収入全体の3%程度にすぎません。こうした 観点からは、現行の相続税制が本来の機能を発揮しているかどうかも検証する必要が あると考えられます。

これらのほか、現行の相続税制の個別的な事項として、課税最低限と税率水準のあり方、配偶者に対する税額軽減や2割加算などの各種措置のあり方、今後の事業承継税制や小規模宅地等の特例のあり方などについて検討するとともに、民法の相続制度の改正と税制との関係についても考察する必要があります。

そこで、高齢者間の資産格差が拡大するとともに、社会保障制度が整備され、老後 扶養の社会化が進展している現状を踏まえ、相続税制のあり方について総合的に検討 していただきたく、貴審議会に諮問します。